

ビジネスガリ版

2026年9月4日号 第501号

変わる税務調査と、いま確認しておきたい税務・資産承継の実務

今号では、役員昇進時の退職金、税務調査のオンライン化、非上場株式の贈与、外貨取引の為替差益を取り上げます。共通するのは、取引後では修正が難しいという点です。勤務歴や取引履歴、計算根拠を事前に整理し、第三者へ説明できる状態にしておきましょう。

TOPIC 1

使用人兼務役員の昇進と退職金

使用人兼務役員が常務・専務などの専任役員へ昇進する際、使用人部分の退職金は原則として損金算入できません。ただし、昇格時に退職金を受け取っていないこと、退職給与規程に基づき勤務期間を通算していること、支給額が相当であることなどの要件を満たせば認められる場合があります。支給時期を誤ると大きな税負担が生じるため、昇進前の確認が重要です。

今すぐ確認したい3つのこと

1. 勤務歴・役職歴を整理する
2. 退職給与規程と計算方法を確認する
3. 昇進・支給を決める前に検討する

参考：国税庁 法人税基本通達9-2-37

TOPIC 2

税務調査がオンライン化

税務調査では、メール、オンラインストレージ、Microsoft Teamsなどが利用されます。ただし、臨場調査が原則で、オンライン利用は双方の合意に基づく補助手段です。資料提出や日程調整がしやすくなる一方、画面越しでは意図や細かなニュアンスが伝わりにくい面もあります。正確な資料をそろえ、提出範囲と説明内容を事前に確認することが重要です。

今すぐ確認したい3つのこと

1. 帳簿・請求書・契約書を年度別に整理する
2. 提出データと保存場所を確認する
3. 面談前に説明内容を打ち合わせる

参考：国税庁 税務行政におけるオンラインツールの利用

TOPIC 3

非上場株式の贈与 - 評価引下げに注意

非上場株式の贈与前に、会社が借入金で賃貸不動産を購入すると株価が下がる場合があります。しかし、贈与直前の購入や過大な評価減は、経済的実質を確認され、再評価される可能性があります。税制改正大綱でも、課税時期前5年以内に取得・新築した一定の貸付用不動産の見直しが示されています。購入目的と評価根拠を客観的に残しましょう。

今すぐ確認したい3つのこと

1. 贈与前に自社株評価を行う
2. 不動産購入の事業目的を記録する
3. 客観的な計算資料を残す

参考：財務省 令和8年度税制改正の大綱

TOPIC 4

外貨を円に戻さなくても為替差益に課税

外貨を他の外貨へ交換した場合や、外貨で有価証券を取得した場合は、円へ換金していなくても為替差損益の認識が必要です。外国株式、投資信託、債券、不動産などを購入する場合も、取得時と使用時の為替レートを確認します。取引回数が多いほど計算が複雑になるため、通貨別の取得価額と交換履歴を継続して記録しましょう。

今すぐ確認したい3つのこと

1. 外貨の取得日・取得額・交換履歴を整理する
2. 取引日の為替レートで円換算する
3. 為替差損益と申告の要否を確認する

参考：国税庁 外貨建預貯金の為替差損益の取扱い

編集後記

副業やネット取引、暗号資産など、個人の収入源は大きく広がりました。一方、税務調査も取引データをもとに細かく行われています。『少額だから』『副業だから』と自己判断せず、日頃から収入と経費の記録を残すことが大切です。今回の記事に共通するのも事前準備の重要性です。少しでも不安があれば、手遅れになる前に専門家へご相談ください。

発行者 三尾会計事務所

東京都港区芝5-27-5

<https://miocci.com/>

03-6436-0201

お問い合わせ

<https://miocci.com/contact/>

